

自然エネルギー促進議員連盟
平成14年次総会メモ

2002年2月14日

「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク

日時：2002年2月13日

場所：参議院議員会館・第3及び第4会議室

内容：活動経緯並びに今後の活動方針、会計報告、
自然エネルギー供給促進法案（議連統合案）
自然エネルギー供給促進法大綱案（議連RPS試案）などについて

出席者（敬称略）

議員：（秘書の代理出席を含む）

橋本龍太郎（自民） 加藤修一（公明） 木村仁（自民） 金田誠一（民主）、棚橋奉文（自民）、
大村秀章（自民）、金田英行（自民）、小坂憲次（自民）、野沢太三（自民）、大野つや子（自民）、
宮沢洋一（自民） 奥谷通（自民） 谷本龍哉（自民） 増原義剛（自民） 塩田晋（自由） 渡辺
博道（自民） 植竹繁雄（自民） 日出英輔（自民） 岩屋毅（自民） 左藤章（自民）、新藤義
孝（自民） 関谷勝嗣（自民） 佐藤勉（自民） 塩崎泰久（自民） 若林正俊（自民） 桜田義孝
（自民） 熊代昭彦（自民） 愛知治郎（自民） 竹下亘（自民） 野間赳（自民） 松本和那（自
民） 佐藤昭朗（自民） 森下博之（自民） 真鍋賢二（自民） 奥山茂彦（自民） 北村誠吾（自
民） 福山哲郎（民主） 峯崎直樹（民主） 大畠章宏（民主） 小宮山洋子（民主） 羽田雄一郎
（民主） 伴野豊（民主） 松崎公昭（民主） 桑原豊（民主） 松井孝治（民主） 白保台一（公
明） 山下栄一（公明） 近藤基彦（無会）

議員秘書：（省略）

資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部長 河野修一、他

参議院法制局第三部第二課長 奥津伸、他

その他：電力会社、電事連、マスコミ

GEN：飯田哲也、大林ミカ、安間武、その他

配布資料：

1. 会計報告
2. 自然エネルギー促進議員連盟・役員及び会員名簿（平成14年1月30日現在）
3. 自然エネルギー供給促進法案の概要について
4. 入札（セカンドプライスオークション）による売渡補助基準単価の決定
5. 自然エネルギー供給促進法案
6. 自然エネルギー供給促進法案大綱（議連版RPS試案）の概要について
7. 自然エネルギー供給促進法案大綱（議連版RPS試案）
8. 日本型RPSの概要と課題

議事：

1. 会計報告（加藤修一）
2. 経過報告（加藤修一）
3. 自然エネルギー供給促進法案（議連統合案）の説明（木村仁）
4. 自然エネルギー供給促進法案大綱（議連版RPS試案）の説明（金田誠一）
5. 質疑
6. 2案についての承認（加藤修一）
7. 会長あいさつ（橋本龍太郎）

1. 会計報告（加藤修一事務局長）

（1）平成11年11月発足以来、3年度分の会計報告（平成11年度、平成12年度、平成13年度）
について、配布資料1. 会計報告に基づき、事務局長より説明があり、全員一致で承認した。

（2）また、現在200万円を越す繰越金があるので、今後は規約を改正して正式に会計監査を設け
たいとの提案が事務局長よりあり、全員一致で承認した。

（3）平成14年度予算

今後の議連の主な活動として下記3点の提案が事務局長よりあり、全員一致で承認した。

政府の法律が成立した場合、法執行状況のチェックを行っていく。必要なら議連内に小委員

会を作ってモニタリングを行う。

議連のホームページを立ち上げたい。

再生化エネルギーへの注目の拡大は世界的な流れであり、アジア、太平洋の各諸国の議員と連携を深める必要があるかもしれないということで、これら諸国議員とのネットワーク形成を検討する。必要な議連内に小委員会を設けたい。

2. 経過報告（加藤修一事務局長）

- (1) 平成 11 年 11 月に議連が発足し、平成 12 年 6 月に固定価格優遇制度に基づいた「自然エネルギー発電促進法案」が第一次議連案として、総会で承認された。
- (2) 議連として承認された法案はこれだけであり、その議員立法化の努力がなされたが、経済界、電力事業者等を含めて様々な面で課題があり、また各政党にも事情があり、合意形成に至らなかった。
- (3) 政府でも法制化が必要ということで総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会で法制化の検討が始まった。
- (4) 議連に於いて、もう少しマイルドな法案ということで、昨年 8 月の総会で橋本試案と民主党案の 2 つの法案が提案されたが、これらは承認事項ではなく、今後調整して統合案としてまとめていくこととなった。
- (5) 但し、政府が法制化に向けて動き出している最中なので、前置法ということではなく、政府が機敏に対応して法案を出して来るよう促進剂的な役割をはたすという橋本会長の提案があり、そのスタンスで固定買い取り価格をベースとした議連統合案をまとめた。
- (6) 一方、政府の案は R P S をベースとした案なので、議連としても法制化ワーキングチームの中で検討して議連版 R P S 試案をまとめた。但し、その制度設計が極めて難しいので、本日は大綱案ということで提案させていただく。
- (7) 本日は、木村先生から議連統合案を、金田先生から議連版 R P S 試案の説明をしていただき、そのあと皆さんから質疑をいただきたい。

3. 自然エネルギー供給促進法案の説明（木村仁）

(1) 概要説明

参照：資料 3 . 自然エネルギー供給促進法案の概要について

目的：(既にご承知の通り。省略)

自然エネルギー生産の定義

太陽光発電、風力発電、水力発電（一定規模以上のものを除く）、地熱発電、バイオマス発電、廃棄物として政令で定めるものを燃料とする発電、太陽熱利用、地熱利用、冷凍設備を用いた海水等の水を熱源とする熱利用、バイオマス燃料とする熱利用、廃棄物として政令で定めるものを燃料とする熱利用（法案の方で詳しく見ていただきたい）

国の責務：(省略)

自然エネルギー供給目標の策定等

1 自然エネルギー供給目標

政府は、自然エネルギー供給の目標を定め、公表しなければならない。

2 自然エネルギー生産者の認定

自然エネルギー生産者は、経済産業大臣に申請して、その自然エネルギー生産が自然エネルギー生産として政令で定める基準に適合する旨の認定を受けることができる。(これが後の補助対象事業者、施設となる)

3 自然エネルギー発電供給促進計画

電気供給事業者は、1 の目標を踏まえ、自然エネルギー発電による電気の供給の促進についての計画を作成し、これを公表しなければならない。

4 買取り約款

(1) 電気供給事業者は、自然エネルギー発電の種類ごとに、買取り料金等の買取り条件について、約款を経済産業大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

(2) (1) の買取り料金は、回避可能原価を下限として定めるものとする。

(この項目がこの統合案の特徴である。回避可能原価は、おおづかみに言えば、当該電気供給事業者のオーバーオールな供給原価と考えてよい。現在は 1kW 時当たり 4 円とか 5 円とか 6 円とかの範囲の金額であり、この金額以上で買い取るということである。)

補助

1 自然エネルギー生産者に対する設備補助

国は、認定に係わる自然エネルギー生産で経済性の面における制約がある一定のものに対し、その設備の設置について補助することができる。(現在も1/2とか1/3とかの補助が、風力発電に対し行われている。)

2 自然エネルギー発電による電気の売渡しについての補助

(1) 国は、認定に係る自然エネルギー発電による電気の売渡しについて補助することができる。(生産者に対する補助である。)

(2) 補助の基準単価、補助対象者及び補助対象量は、経済産業大臣が実施し、自然エネルギー発電者(小規模な自然エネルギー発電者を除く。)が応札する入札により決定する。(この項目が新しい部分である)

(3) (2)の入札においては、自然エネルギー発電者が、売り渡す電気の電力量及び(1)の補助を受けない場合に売り渡すことが可能な単価と(4)の(1)の買取り料金との差額を入札する。(これは後で、図で説明する)

(4) 補助の基準単価は、落札者のうちで2番目に高い差額に相当する額とする。(これがセカンドプライスオークションといわれるもので英国の方式である。)

(5) 補助金額は、自然エネルギー発電の種類ごとに基準単価に補助対象量を乗じて得た額を合算した額以内とする。

(6) 国は、小規模な自然エネルギー発電者については、(1)に準じた措置が講ぜられるよう配慮を行う。

3 電気供給事業者に対する補助

国は、電気供給事業者に対し、自然エネルギーの買取りによって負担することとなる費用について、補助することができる。

その他

系統連系に関する指針の策定、経済産業大臣による指導及び助言、五年以内における見直しその他必要な事項を定める。

(2) セカンドプライスオークションの仕組みについての説明

参照：資料4．入札(セカンドプライスオークション)による売渡補助基準単価の決定

電気供給事業者による約款に基づく買取り価格(回避可能原価を下限)+売渡補助基準単価が補助金を交付された後の自然エネルギー発電者の総収入となる。

補助の基準単価は、経産省の入札による落札者(売渡補助対象者)のうちで2番目に高い額(セカンドプライス)とする。

(説明の詳細は略)

(3) 自然エネルギー供給促進法案の説明

参照：資料5．自然エネルギー供給促進法案

(説明の詳細は略。第二条について下記のような補足説明があった。)

第二条(定義)

- ・水力発電は中小規模のものとし、政令で定める出力以上のものは除く。
- ・バイオマスにもいろいろな種類が入ってくるので、ここに定義されるバイオマスに限定しようという主旨である。
- ・廃棄物発電については議論の多いところで、プラスチック発電が入ってきたり、ゴミの総量を抑制しなければならないのにゴミが増える様なものを奨励するのはよくないということで、政令に定めるものに限定しようという主旨である。

(4) まとめ

以上が昨年8月の総会で紹介された橋本試案と民主党案を合体し、セカンドプライスオークションなどを加えた、議連統合案である。

4. 自然エネルギー供給促進法案大綱(議連版RPS試案)の説明(金田誠一)

(1) 概要説明

参照：資料6．自然エネルギー供給促進法案大綱(議連版RPS試案)の概要について

RPSとはRenewable energy Portfolio Standard(再生可能エネルギー・ポートフォリオ・スタンダード)の略である。

目的、自然エネルギー生産の定義、国等の責務、自然エネルギー供給目標の策定等、電気供給事業者による買取りの5項目までは、買取り方式の議連統合案の同じ

である。

違うのは、電源開発促進税で不足分を補助する、補助の基準はセカンドプライスオークションで決めるとというのが議連統合案であるが、RPSの方は補助はしないでその変わり証書を発行してその証書を各電力会社に買い取ってもらうということである。

RPS方式で懸念されることは、統合案であればセカンドプライスオークションということで金額が確定するわけであるが、RPSでは証書の買取り価格が市場で決まる。従ってどれだけの値段がつくか分からないということで、投資意欲がそがれる、あるいは金融機関が融資の対象とするのに困難になるのではないかということである。。

そこで、この法案ではRPSといえども金額がある程度、確保されるような仕組みをどう取り入れるかということに頭を絞った。

もう一つは、RPSの対象に廃棄物も加えるということで政府案は検討しているようだという状況を踏まえながら、廃棄物は全面除外というのが本来理想かも知れないが、現実にはそうも行かないだろうから、RPSが「廃棄物発電促進法」にならないような一定の条件を付けていこうという工夫を行った。

以下、具体的な点について説明する

自然エネルギー電力証書の提出義務等

1 自然エネルギー電力証書の提出義務

(1) 電気供給事業者は、取得義務量の自然エネルギー電力証書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(2) (1)の取得義務量は、次に掲げる区分によりそれぞれその定める数量とする。

に掲げる電気供給事業者以外の電気供給事業者 年度分数量
前年度において(4)の申出をした電気供給事業者 年度分数量と当該申出に係る数量とを合算して得た数量

(3) 年度分数量は、供給目標を段階的に達成するため各年度において供給されるべき自然エネルギー発電による電気の供給量の総量を基建として経済産業大臣が定める数量とする。

(4) 電気供給事業者は、その年度分の自然エネルギー電力証書の提出期限までに、年度分数量の一定割を超えない数量の自然エネルギー電力証書の提出を翌年度において行う旨を経済産業大臣に申し出ることができる。

(5) (4)の申出があった場合には、(3)にかかわらず、当該申出をした電気供給事業者のその年度分の年度分数量は、(3)の経済産業大臣が定める数量から付の申出に係る数量を控除して得た数量とする。

(6) (1)の自然エネルギー電力証書の提出は、その年度分又は前年度分として発行された自然エネルギー電力証書をもって行うものとする。

2 自然エネルギー電力証書の発行及び交付

(1) 経済産業大臣は、認定を受けた自然エネルギー発電者に対し自然エネルギー電力証書を交付するものとする。

(2) 自然エネルギー電力証書の交付数量は、自然エネルギー発電による電気の電力量を発電電気 100kWh で除して得た数量に自然エネルギーの種類に応じて一定の数値を乗じて得た数量（廃棄物発電についてはその除して得た数量に当該廃棄物に占めるバイオマスに相当するものの割合を乗じて得た数量）とする。

（現在のところ効率の悪い自然エネルギーについてプレミアムをつけた証書を発行することができるということ、一方、廃棄物発電などは、現在でも商売として成り立っているわけで、廃棄物発電促進法とならないよう工夫している。）

3 政府による買入れ

政府は、あらかじめ経済産業大臣によって公表された買取価格で、自然エネルギー発電者が所有する自然エネルギー電力証書の買入れを行うことができる。（市場により証書

の価格が決まる不安定な中で、政府による最低買入れ価格が決まれば、より低い価格で電力会社に売るということにはならなくてすむ。最低買取り価格の補償)

納付金の納付

- (1) 経済産業大臣は、 の 3 の自然エネルギー電力証書の買入れに要する費用等に充てるため、 の 1 の(1)による取得義務量の自然エネルギー電力証書の提出をしなかった電気供給事業者から、自然エネルギー供給促進納付金を徴収する。
- (2) (1)の納付金の額は、経済産業大臣の定める納付金単価に当該電気供給事業者の自然エネルギー電力証書の未提出数量を乗じて得た額に相当する額とする。
(電力会社は割当数量分を買わないかも知れない。そこで買わない場合には納付金を政府に納めなければならない。政府はこの納付金を財源として、最低保障価格で買い取る。このようなスキームを組み込むことで、市場で証書の価格が決まるという不安定性を緩和使用という効果をもたせようということである。)

指定法人(略)

補助(略)

その他(略)

以上が自然エネルギー供給促進法案大綱(議連版 R P S 試案)の概要である。

5. 質疑

(加藤): 自然エネルギー供給促進法に関する議連統合案と議連版 R P S 試案については参議院法制局の協力を得て作成した。本日出席いただいているので、細かい点について質問があれば、お答えいただくことが出来る。それでは何か質問があればどうぞ。

(Q1): 法案では自然エネルギーの発電又は熱利用という文言にしているが、発電と熱利用の区別は色々あると思うが、これは大きく包括的に処理するという解釈で良いのか? 具体的には、例えば、太陽熱発電を世界で初めて香川県仁尾町でやったが、その時の発電の買電と言うことになると、これは熱利用である。買電の中にも組み込めるわけである。両方の解釈を入れないと、この試みは成り立たない。太陽熱発電ということで限定するのか、拡大解釈が可能なのかをうかがいたい。

(法制局): 実際に発電なり、熱利用ということであれば、包括的に全部入ると考える。太陽熱利用ということで包括的に含まれるという理解で結構である。

(Q2): 2つの案の説明があったが、一言で言えば、議連統合案では補助に国の税金を使う、議連 R P S 試案の方は国の予算は使わずにうまく回るものと考えて良いのか?

(木村): その通りである。議連統合案は電促税を使って発電事業者に対し補助していく。議連 R P S 試案の方は全額消費者に負担していただくということである。

(Q3): 議連の2つの案に加えて政府の方で用意しているものもあるが、一度に3つ作るというわけには行かないから、いずれにしてもこれは精査した上で、一本化していく努力が必要かと思う。今政府の方で用意している案と、現実に今、提案された R P S 法案との関係についての意見と、政府案の検討の現状と、今後の問題点がご指摘できたら、エネ庁にお聞かせ願いたい。

(橋本会長): これは私から説明した方が良いと思う。政府の作業は事実進行していると報告を受けているが、その内容を公表できる段階には至っていないとのことである。

そこで、今日は最後に申し上げようと思っていたが、議連の皆さんにお諮りしたいと思ったことは、今まで努力をしてきた案と共に、この R P S で新しい考え方に基づく、政府が今作業をしているであろう方向に、議連として考えればどうするかということ

検討願って、この大綱をまとめていただいた。

我々は議員立法をすることが目的ではない。再生可能エネルギーというものを世の中に普及することが目的である。あくまでも政府が作業をして行き、その支えをして行く。ですから政府の案が出来るだけ早くまとまることを我々は待っている。同時に政府の作業が必要以上に時間がかかってまとまらないということならば、議連はこれだけの案をすでに準備しているから、議連の案というものを世に問うこととなりますよ。我々がここまで積み重ねてきた作業を政府側は参考にさせていただきたい。十分、我々の考えをくみ取って政府案を決めていただけるなら、それが一番スムーズである。

しかし、出来なければ、議連はどちらの考え方でも対応出来る用意をすでにしているということ、今日、政府側に知ってもらい、改めて議連の皆さんのご了承を得て、この2つの案が既に議連に準備されていることを閣僚レベルまで事務的にもきちんと報告してもらい、作業を急いでもらいたい。今日初めてRPSの方は政府側に説明いたしたので、これに対して政府側がここでコメントするというには無理があると思う。

議連の考えを政府に対し正式に通達する場所とご理解いただいた方がよいと思う。

(Q4): この法案とは離れるが、新幹線を利用するので WEGE を良く読む。その中に太陽光発電パネルで球状の小さなものを開発し特許を申請したが、日本の特許庁ではなかなかおられない。そこでアメリカで特許をとったところ、世界中の企業から申し入れがあった。国の方向として意識が遅れているのではないか。外国に日本の技術が取られてしまうのではないかと感じたが、議連としてこういったものの開発、あるいは企業化の問題など検討することは出来ないか？会長、その辺のご判断はいかがですか？

(橋本会長): 特許については全然違う観点から私は非常に問題意識を持っている。アメリカの特許制度とヨーロッパ及び日本の特許制度では根本的に違うということである。

日本の場合には申請した段階から、いわゆる先願主義ということで審査がされる。申請された段階ですでにそれは公表される。ある意味では誰が最初に出願したかは非常に明らかになる。

アメリカの特許制度は先発主義で、サブマリン特許といわれて申請の段階ではそれが公表されず、ある日突然、特許がおろされる。日本あるいはヨーロッパが自国特許で生産しているものをアメリカで売った場合、それが特許違反として訴えられる。典型的なのは自動焦点カメラである。

特許の制度が非常に違うということが生じた問題だと思われる。議連に余裕ができればそのようなことに幅を広げていくことは決して悪いことではないと思う。

6. 2案についての承認

(加藤) 他にご意見がなければ2案について承認をいただきたい。

(1) まず議連統合案について承認いただきたい。いかがでしょうか。

(拍手) 承認をいただきました。

(2) 次に議連版RPS試案についていかがでしょうか。

(拍手) 承認をいただきました。ありがとうございます。

(3) それでは、本日、経産省から来ていただいているので、2つの案を会長の方からお渡し願いたい。(手交、拍手)

7. 会長あいさつ(橋本龍太郎)

(加藤) それでは最後に橋本会長に挨拶をひとついただきたいと思います。

(橋本会長):

お忙しいところ、皆さんに時間を割いていただき、ありがとうございます。

今ご覧いただいたように議連として、政府がどちらをとるにせよ、我々には対応の用意がありということと同時に、政府の作業を我々は真剣に見守っているの、早く政府としての結論を出して欲しい。その作業のプロセスに於いて、我々の考え方も十分に生かして欲しいし、随時連絡をとって欲しい。お願いします。

最近、特に今国会になって、総理、経産大臣の答弁が前向きになったという話も聞いていますので、その勢いが崩れないように、この点を是非お願いしておきます。

9月11日の同時多発テロ以来、私は途上国が変わってきたなど、いくつかの会合に出て感じます。従来途上国との会議で、特に環境関連の会議、エネルギーの会議で再生可能エネルギーの問

題はを私たちが提議しますと、途上国側は真っ向から反発しました。要するに先進国が使うだけ資源を使ったあげくに、我々には替わりのものを押しつける。それなら、例えば先進国が石油の消費を減らして、その分我々に寄せ、というような感情的な反発が非常に強く出ました。この点、我々は非常に慎重に切り出さなくてはならない問題でした。京都会議の頃もその反発は同じ様なものでした。

ところが、今年の1月にバンコクで開かれましたアジア・太平洋環境開発フォーラムで、各国の民間が中心の議論ですが、フィリピン、インドネシアからそういう感情論が今もあるという紹介がありました。やはり、国際社会の激動の中では、我々もこういうことを考えなければならない。ただその技術移転についての先進国から供与、あるいは併せて環境技術の供与、というようなものを求める空気に変わりつつあると、このところ痛感しています。

今、ヨハネスブルグ・サミットに向けて、このアジア・太平洋環境開発フォーラムでも提言をまとめつつありますが、一番深刻に出てきているのが淡水資源の問題ですが、その次にみんなが提起したのはこの再生可能エネルギーでした。特に太平洋島しょ国、インドネシア、フィリピンの様に島から構成されている国々では、反発依然として強いのですが、今までとは明らかに違った姿勢が見え始めています。

日本でも今、この雇用率の中で新規産業の創出が求められています。再生可能エネルギーというものが実用化され、それが単にエネルギー政策ということだけでなく、新たな雇用の場を創出するという意味でも政府にとって大事なことだと思います。その辺までも踏まえた経産省の職務を期待します。

今日は、本当にありがとうございました。(拍手)

(加藤): みなさんありがとうございました。それでは今月中には政府案も出てくると思っておりますので、それ以降に、政府に説明を求めたいと思います。

又、我々が提出しました2案もにつきましても、コメントをもらうということも含めて、改めて会合を持ちたいと思います。

本日は、皆さん、大変ありがとうございました。(拍手)

以上